

令和2年1月20日

製造産業関係団体 代表各位

経済産業省 製造産業局
金属課長

風水害発生時における毒物及び劇物の保管管理等について（依頼）

令和元年の台風15号及び19号の暴風、浸水等による被害を受けた毒物又は劇物（以下「毒劇物」という。）を取り扱う事業所において、貯蔵タンク、貯蔵槽などから毒劇物が流出、漏洩する事故が複数発生しました。

これらを踏まえ、風水害発生時における毒劇物の流出、漏洩防止の観点から、厚生労働省から地方自治体へ、「風水害発生時における毒物及び劇物の保管管理等について（依頼）」が発出されています。また、関係省庁へ、当該文書について周知の協力が要請されております（別紙1、2）。

については、自治体の作成するハザードマップにおける、浸水想定区域に位置する事業者や、過去に風水害による流出、漏洩が発生した事業者において重点的に毒劇物の流出、漏洩防止を図るよう、貴団体の会員企業に対して、別紙2の依頼及びその別添の内容を周知していただき、風水害発生時における毒劇物の保管管理等へご協力くださいますようお願いいたします。

また、防災・減災関連の支援策等を取りまとめた別紙3についても、貴団体の会員企業に対して周知していただけますようお願いいたします。